

## お客様へのお知らせ

平素から路線バスをご利用頂きありがとうございます。

さて、平成二十六年四月一日より実施される消費税増税のため、運賃改定を国土交通大臣に申請しておりましたところ、平成二十六年三月四日付けで認可されましたので、平成二十六年四月一日より新運賃で営業させていただきますことをお知らせいたします。

今後一層のサービス向上に努めてまいりますので皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

なお、今回の運賃改定により、左記のとおり取扱わせていただきます。

### 【回数券】

一・区間の指定がある回数券（平成二十年以前の通学・小人回数券）すでに、お買い求めになつた回数券は、指定区間に限り従来通りご使用いただけます。

### 二・普通・学割・小人回数券

すでに、お買い求めになつた回数券は、回数券に表示された運賃額と支払額に差額が生じた場合は、差額分を現金で追加してご利用いただけます。

### 三・那覇市内均一区間共通回数券

すでに、お買い求めになつた回数券は、通勤券・通学券を問わず差額分を現金で追加してご使用できます。

### 【定期券】

一・現在使用中の定期券は、有効期間内は従来どおりご利用頂けます。

平成二十六年三月十五日

株式会社 琉球バス交通

沖縄バス株式会社  
那覇バス株式会社  
東陽バス株式会社